

強制動員犠牲者支援法国籍条項違憲憲法訴願決定

(憲法裁判所 2015年12月23日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

# 憲法裁判所

## 決定

事件 2011 헌마 139 対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法第7条第4号違憲訴願

請求人オ○ジャ

国選代理人弁護士キムスギョ

当該事件 ソウル行政法院 2010 구합 30772 慰労金等支払棄却決定処分取消

宣告日 2015年12月23日

### 主文

「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」(2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの)第7条第4号中「第4条第1号によって遺族が支給される慰労金」の部分は憲法に違反しない。

### 理由

#### 1 事件概要

ア 請求人は亡李○学(以下「亡人」という)と亡人の配偶者李○スの娘であって、1990年ごろ米国に移民し、大韓民国とアメリカ合衆国の二重国籍を保有したが、2008年3月14日国籍法第15条の改正により大韓民国の国籍を喪失してアメリカ合衆国の国籍だけを保有することになった者であり、2008年7月頃に太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者支援委員会(以下「委員会」という)に国外強制動員犠牲者の遺族として慰労金の支給を申請した。

イ 委員会は2009年6月18日、亡人が日帝によって中国地域に軍人として強制動員され行方不明になった事実を認めて亡人を国外強制動員犠牲者に認定し、その遺族に慰労金20,000,000ウォンを支給することを決定し、ただし遺族中の配偶者の李○スについては生死の確認が困難であるためその支給を留保し、李○スの死亡が確認された場合にはその持分を残りの遺族に支給することを決定した。

ウ 請求人は清州(チョンジュ)地方法院に李○スの失踪宣告を請求して2010年4月2日に失踪宣告を受け、2010年4月30日にソウル恩平区庁に上記失踪宣告を申告したところ、委員会は2010年6月26日、「李○スは失踪宣告を受け、請求人はアメリカ合衆国国籍者であることが確認される。」との理由により上記イ項記載の決定を取り消す決定をした(以下「本件決定」という)。

エ これに対し請求人は、本件決定の取消を求める訴訟（ソウル行政法院 2010 구합 30772）を提起する一方、上記訴訟係属中に大韓民国国籍を保有しない人を慰労金等の支給対象から排除する「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第7条第4号が請求人の平等権等を侵害していると主張して違憲法律審判提請申請をしたが（ソウル行政法院 2010 아2573）、2011年6月10日にこの申請が棄却されると、2011年7月18日に本件憲法訴願審判を請求した。

## 2 審判対象

請求人は「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第7条第4号すべてに対して審判請求しているが、当該事件に適用されるのは「慰労金」部分であり、請求人は上記法第2条第3号アの国外強制動員犠牲者と認定された亡人の「遺族」である子女であるから、審判対象条項を遺族が支給される慰労金部分に限定するのが相当である。

そうであれば本件審判の対象は「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの、以下「国外強制動員者支援法」という）第7条第4号中「第4条第1号により遺族が支給される慰労金」（以下「本件慰労金」という）部分（以下「本件法律条項」という）が憲法に違反するか否かである。

審判対象条項および関連条項は次の通りである。

### [審判対象条項]

「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの）

#### 第7条（慰労金等支給の除外）

次の各号の一に該当する場合には第4条による慰労金、第5条による未収金及び第6条による医療支援金（以下「慰労金等」という）を支給しないものとする。

#### 4 大韓民国の国籍を保有しない者

### [関連条項]

対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法（2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの）

## 第1条（目的）

この法は対日抗争期強制動員被害の真相を究明し、歴史の真実を明らかにするとともに、1965年に締結された「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」と関連し、国家が太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的見地から慰労金等を支援することによってその苦痛を治癒し国民和合に寄与することを目的とする。

## 第2条（定義）

この法に使用する用語の意義は次の通りである。

3 「国外強制動員犠牲者」とは次の各目の一に該当する者をいう。

ア 1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は国内に帰還する過程で死亡若しくは行方不明になった者又は大統領令に定める負傷により障害を負った者であって第8条6項により国外強制動員被害者として認定を受けた者

## 第3条（遺族の範囲等）

① この法において「遺族」とは、被害者、国外強制動員犠牲者及び未収金被害者のうち死亡又は行方不明となった者の親族中、次の各号に該当する者であって、第8条第3号及び第6号により遺族として認定を受けた者をいう。

- 1 配偶者及び子
- 2 父母
- 3 孫
- 4 兄弟姉妹

② 第4条による慰労金及び第5条による未収金の支給を受ける遺族の順位は第1項各号の順位による。

③ 第1項各号の順位により遺族は第4条による慰労金及び第5条による未収金支援金の支給を受ける権利を有する。但し同順位の方が2名以上ある場合には等しい持分により慰労金及び未収金支援金の支給を受ける権利を共有する。

## 第4条（慰労金）

国家は国外強制動員犠牲者又はその遺族に次の各号の区分に従い慰労金を支給する。

1 国外に強制動員され死亡又は行方不明になった場合には国外強制動員犠牲者1名当たり2千万ウォン〔「対日民間請求権補償に関する法律」（法律第2685号対日民間請求権補償に関する法律として制定され法律第3615号対日民間請求権保障に関する

法律を廃止法律として廃止された法律をいう) 第4条第2項により金銭の支給を受けた場合には犠牲者一人当たり234万ウォンを控除した金額とする]

### 3 請求人の主張の要旨

国外強制動員者支援法は1965年に締結された「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」によって大韓民国政府が被強制徴用者らの日本に対する損害賠償請求権を消滅させたことに対する損害を補償するという趣旨で制定された法である。したがって仮に請求人が大韓民国国籍を喪失したとしても、亡人の遺族として日本を相手に損害賠償を請求できないことになったという点では大韓民国国籍を保有する遺族と変わりがない。それにもかかわらず本件法律条項は大韓民国国籍を保有しない者を慰労金支給対象から除外しており、請求人の人間としての尊厳と価値、平等権、財産権を侵害したものであって、請求人に対する国家の基本権保護義務に違反するものである。

### 4 判断

#### ア 本件慰労金の法的性格

憲法裁判所は、旧「太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」に規定された慰労金等の各種の支援が太平洋戦争という特殊な状況において日帝による強制動員によって被害を受けた者とその遺族が被った苦痛を治癒するための恩恵的な措置であると判示したことがある(憲法裁判所2011年2月24日2009헌마94; 憲法裁判所2011年12月29日2009헌마182等; 憲法裁判所2012年7月26日2011헌마352参照)。

ところで国外強制動員者支援法は、旧「太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」に規定された慰労金等と実質的に同一内容の支援について規定しており、強制動員犠牲者とその遺族に人道的次元から慰労金を支給することにより彼らの苦痛を治癒して国民和合に寄与することを目的とすることを明示的に明らかにしており(第1条)、強制動員犠牲者の遺族の範囲を民法上の相続人ではなく強制動員による苦痛と悲しみを共にする一部の親族に限定し(第3条)、遺族を強制動員犠牲者とともに独自の慰労金の支給対象者と規定している(第4条)。こうした点を総合すると、本件慰労金は被害者や遺族らが受けた損害を補償ないし賠償するものというよりは、恩恵的な性格の慰労金と見るのが妥当である。

## イ 本件法律条項の違憲の有無

### (1) 争点

本件法律条項は「大韓民国国籍」を基準として「大韓民国国籍を保有する遺族」に対してのみ本件慰労金を支給し、請求人のように「大韓民国国籍を保有しない遺族」らをもその支給対象から排除しているところ、このような差別が恣意的で不合理なものとして憲法上の平等原則に反するか問題となる。

### (2) 平等原則に違反するか否か

(ア) 憲法裁判所が平等違反か否かを審査するにあたって厳格な審査基準によるか、緩和された審査基準によるかは立法者に認められる立法形成権の程度によって異なる。具体的に、憲法において特別に平等を要求している場合及び差別的取扱によって関連基本権に対する重大な制限を招来する場合には厳格な審査基準（比例性原則）を適用すべきであり、そうでない場合には緩和された審査基準（恣意禁止原則）を適用すべきである（憲法裁判所 2011年2月24日 2009헌마94参照）。

国外強制動員者に対する支援問題は我が民族の現代史において非常に重要な意味を持つ事案であることが明らかであるが、憲法で特別に平等を要求する場合は言い難く、本件法律条項による一部強制動員者についての不利益が人間の生存や核心的な自由行使の基本的条件を制約し、関連基本権に対する重大な制限を招来するとも言い難い。また、既に検討した通り、本件慰労金は太平洋戦争という特殊な状況において日帝による強制動員によって被害を受けた者とその遺族が被った苦痛を治癒するための恩恵的な措置であるところ、このような性格の支援の範囲と内容そして方法を定めるにあたっては、立法者に立法の目的、対象者の現況、国家予算ないし財政能力等諸般の状況を考慮して具体的内容を形成できる裁量が認められる。したがって本件は恣意禁止原則に立脚して平等原則違反の有無を判断すべきである（憲法裁判所 2011年2月24日 2009헌마94参照）。

(イ) 国家が個人に特定の理由により恩恵的な給付をする場合、こうした給付は国民が納めた税金等を財源とするから、特別な事情がない限りその国の国民を給付の対象とすることが原則であり、外国人がそのような給付に必要な財源を充当するについて寄与した等、外国人に給付すべきである特別な事情がない限り、外国人をその対象としていないからといって憲法に違反するとは言い難い。国外強制動員者支援法は国民が負担する税金を財源として国外強制動員犠牲者とその遺族

に慰労金等を支給することにより彼らの苦痛と犠牲を慰労するための法であって、国家が遺族に一方的な恩恵を施すものであるから、その受惠の範囲から外国人の遺族らを排除して大韓民国の国民である遺族のみを対象にしたものと見ることができる。したがって請求人のように自発的に外国国籍を取得し、結果的に大韓民国の国民としての法的地位と権利・義務を自ら放棄した遺族を慰労金支給対象から除外したからと言って、これを顕著に恣意的であったり、不合理なものであるとは言えない。

一方、立法者は「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」（以下「在外同胞法」という）を制定して請求人のような外国国籍同胞に対して大韓民国への出入国と大韓民国の中での法的地位を保障しているところ、同じ民族であるという外国国籍同胞の身分の特殊性及び世界化・国際化時代による国内投資促進の目的等を考慮して、外国国籍同胞に対する出入国および滞在制限、不動産取得・金融・外国為替取引等における各種の制約を緩和している。このように在外同胞法は同胞愛及び国際化の見地から在外同胞が大韓国内で不当な規制や待遇を受けないようにするための法であって、在外同胞にも大韓民国国民に付与されるすべての恩恵を同一に付与するために制定された法ではない。したがって本件法律条項が外国国籍同胞の請求人に慰労金を支給しないとしても在外同胞法の趣旨に反するものとは言えない。

こうした点を総合すると、本件法律条項は顕著に恣意的であったり、不合理なものとして平等原則に反すると言うことはできない。

### (3) その他

その他に請求人は本件法律条項が請求人の人間としての尊厳と価値、財産権を侵害し、国家の基本権保護義務に違反したと主張する。

しかしすでに検討した通り、本件慰労金は国が人道的見地により支給する恩恵的なものであるから、これを受給できなくなったとしても人間としての尊厳と価値や財産権が制限されたとは言えない。

また国家の基本権保護義務とは基本権的法益を基本権の主体である私人による違法な侵害又は侵害の危険から保護しなければならない国家の義務をいうのであって、主に私人である第三者による個人の生命や身体の毀損において問題とされているものであるから（憲法裁判所2009年2月26日2005헌마764参照）、第三者による個人の生命や身体の毀損が問題となる事案ではない本件におい

てはこれについて判断する必要がない（憲法裁判所 2011年2月24日 2008헌마40参照）。

## 5 結論

本件法律条項は憲法に違反しないため、主文のとおり決定する。この決定は、裁判官パク・ハンチョル、裁判官イ・ジョンミ、裁判官キム・イスの下記6のような反対意見がある他は関与裁判官全員の一致した意見によるものである。

## 6 裁判官パク・ハンチョル、裁判官イ・ジョンミ、裁判官キム・イスの反対意見

我々は本件法律条項が平等原則に反すると考えるので、下記のとおり意見を明らかにする。

ア 遺族は原則的に民法上の家族の概念に根拠をおいているが、民法は婚姻と血縁関係に基づいて家族を配偶者、直系血族及び兄弟姉妹と規定するのみであり（第779条第1項）、韓国国籍を保有するか否かによって区別していない。また、家族に対する韓国社会の一般的概念に照らしてみても、大韓民国国籍を保有しないとしても家族でないとは言えない。

このように国外強制動員犠牲者の遺族は全て国外強制動員犠牲者の家族として本質的に同一であり、大韓民国の国籍を保有しない遺族であってもこの間の精神的・肉体的苦痛と経済的困難は大韓民国国籍を有する遺族の苦痛と異なるところがないという点から、本件法律条項が遺族、特に同順位の遺族らの間で単に大韓民国国籍を保有しているか否かを基準として本件慰労金の支給について差別することは、その合理的な目的や理由を認め難い。

イ 在外同胞法は単に経済的な投資目的等により在外同胞に特別な恩恵を与えるためのものでなく、同じ民族として在外同胞が母国大韓民国に対する自矜心を持つようにして、彼らに大韓民国の国民と類似した地位を付与して民族の団結を強固にしようとする目的で制定された法である。これは在外同胞法が政府には在外同胞が大韓国内で不当な規制や待遇を受けないように必要な支援をする義務を負担させ（第4条）、国内居所申告をした外国国籍同胞の場合、健康保険の適用を受けることができるようにし（第14条）、「国家有功者等の礼遇および支援に関する法律」（以下「国家有功者法」という）または「独立有功者の礼遇に関する法律」（以下「独立有功者法」という）による報勲給与金を受けられるようにした点（第16条）等により裏付けられるものである。

そうであれば、請求人が単に外国国籍同胞であるという理由により本件慰労金の支

給対象から除外すること上記のような在外同胞法の基本目的と趣旨に照らしてその合理性を認め難い。

ウ 国外強制動員者支援法では1配偶者及び子女、2親、3孫、4兄弟姉妹を遺族と規定し、上記の順位にしたがって慰労金及び未収金支援金を支給すると規定している(第3条第1項乃至第3項)。したがって国外強制動員犠牲者の遺族らのうち大韓民国国籍を保有しない先順位の遺族を慰労金支給対象から排除したとしてもそれだけで国家の慰労金の支給義務が消滅するものではなく、いずれにせよ彼らに対する慰労金は依然として大韓民国の国籍を保有する後順位の遺族に支給されることになり、本件法律条項が違憲と決定されたとしても国家の財政問題に深刻な影響を及ぼさない。

エ 類似した性格の他の法律と比較してみても、外国国籍同胞は在外同胞法によって国家有功者法と独立有功者法による報勲給与を受けることができ、公務員年金法および軍人年金法等においても、移民した遺族や大韓民国国籍を喪失した遺族の場合にも年金に代えて4年分の年金に相当する金額を一時に支給されるよう規定する等(公務員年金法第44条及び軍人年金法第18条の2)、大韓民国国籍を保有しない遺族に対する給与を拒否していない。

それ以外にも国外強制動員者支援法と類似する個人の特別な犠牲を補償するために制定された「特殊任務遂行者補償に関する法律」、「5・18民主化運動関連者補償等に関する法律」、「老斤里事件犠牲者審査及び名誉回復に関する特別法」、「軍事停戦に関する協定締結後の拉北被害者の補償および支援に関する法律」等においても大韓民国の国籍を保有するか否かによって遺族に対する支援を制限する規定を設けていない。

オ 上記の内容を総合すると、本件法律条項が国外強制動員犠牲者の遺族であるにもかかわらず単に大韓民国国籍を保有しないという理由により本件慰労金の支給対象から排除することは顕著に恣意的で不合理なものとして平等原則に違反すると言ふべきである。

裁判長裁判官 パク・ハンチョル

裁判官 イ・ジョンミ

裁判官 キム・イス

裁判官 イ・ジンソン

裁判官 キム・チャンジョン

裁判官 アン・チャンホ

裁判官 カン・イルウォン

裁判官 ソ・ギソク

裁判官 チョ・ヨンホ